



市 章

彦 根 市 公 報

令和6年(2024年)3月15日
第 1 9 1 2 号
金 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 条例	
1 彦根市市税条例の一部を改正する条例	1
2 彦根市戸籍等に関する手数料条例の一部を改正する条例	2
○ 規則	
3 彦根市障害児福祉手当および特別障害者手当等事務取扱規則の一部を改正する規則	3
4 彦根市男女共同参画センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	4
○ 告示	
12 彦根市議会定例会の招集.....	5
13 自動車臨時運行許可番号標の失効	5
14 彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱の一部改正	5
15 彦根市設計違算に関する事務取扱要綱の一部改正	6
16 自転車等の移動および保管.....	7
17 自転車等の移動および保管.....	7
18 指定居宅介護支援事業者の指定.....	8
19 彦根市移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正	8
20 彦根市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施に関する要綱の一部改正	9
21 認可地縁団体の告示事項の変更.....	9
22 認可地縁団体の告示事項の変更.....	9
23 認可地縁団体の告示事項の変更.....	10
○ 公告	
彦根市農用地利用集積計画公告.....	11
公示送達について公告.....	11
公示送達について公告.....	14
住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況についての公告	16
○ 選挙管理委員会告示	
3 彦根市選挙管理委員会の招集.....	19
4 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数および 3 分の 1 の数.....	19

条例

彦根市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 1 号

彦根市市税条例の一部を改正する条例

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

付則第 5 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第 5 条の 4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項および次項において「損失対象金額」という。)につい

て、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 36 条の 2 第 1 項または第 4 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

付則第 6 条の 3 中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市戸籍等に関する手数料条例の一部を改正する条例ここに公布する。

令和 6 年 2 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 2 号

彦根市戸籍等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市戸籍等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表 6 の項中「事務」の次に「または同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類 1 件」を「書類または届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表 5 の項中「または同法」を「、同法」に改め、「記載した事項の証明書の交付」の次に「または同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表 7 の項とし、同表 4 の項を同表 5 の項とし、同項の次に次のように加える。

6 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(情報提供等記録開示システムを使用する方法(電子情報処理組織により自動的に特定した当該除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法をいう。))に限る。))により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円
--	-----------------------------

求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
---	--

別表 3 の項中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表 4 の項とし、同表 2 の項の次に次のように加える。

3 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(情報提供等記録開示システム(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。))を使用する方法(電子情報処理組織により自動的に特定した当該戸籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法をいう。)に限る。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円
---	-----------------------------

付 則
この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

公布する。

令和 6 年 2 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 3 号

彦根市障害児福祉手当および特別障害者手当等事務取扱規則の一部を改正する規則
彦根市障害児福祉手当および特別障害者手当等事務取扱規則(平成 16 年彦根市規則第 46 号)
の一部を次のように改正する。

別記様式第 15 号中 「 住 所 氏 名 (未払金振込先の口座名義人) 電話番号 」 を 「 住 所 氏 名 電話番号 」 に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市男女共同参画センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 4 号

彦根市男女共同参画センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
彦根市男女共同参画センターの管理運営に関する規則(平成 15 年彦根市規則第 26 号)の一部
を次のように改正する。
別記様式第 2 号を次のように改める。
様式第 2 号(第 5 条関係)

彦根市男女共同参画センター使用許可書

申請番号		年	月	日
申請者	〒			
利用責任者	住所			
	氏名または団体の名称			
	代表者氏名			
	電話			
	F A X			
	住所			
	氏名			
	電話			
	F A X			
	彦根市長			
男女共同参画センター「ウィズ」の使用を、次のとおり許可します。				
催事区分				
催事詳細				
利用内容				
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	基本使用料

			営利/非営利	利用予定人数	
対象者				基本使用料 合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益/収益				減額	
				施設使用料	

備考 市長が、条例第 18 条第 1 項の規定により、管理業務を指定管理者に行わせる場合におけるこの様式の適用については、同様式中「彦根市長」とあるのは、「指定管理者」と書き換えて使用する。

付 則

- 1 この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

彦根市告示第 12 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 101 条の規定により、令和 6 年 2 月彦根市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 2 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 期日 令和 6 年 2 月 26 日
- 2 場所 彦根市議会議場

彦根市告示第 13 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので、彦根市自動車臨時運行許可事務取扱規則(平成 18 年彦根市規則第 31 号)第 7 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
滋賀 16 - 38 彦根	令和 5 年 8 月 2 日
滋賀 16 - 31 彦根	令和 5 年 8 月 7 日

彦根市告示第 14 号

彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱の一部を改正する告示

彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱(平成 29 年彦根市告示第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「2 日とし」を「3 日とし」に改め、「1 日目」の次に「および 2 日目」を加え、「2 日目」を「3 日目」に改め、同項ただし書中「平成 2 年彦根市条例第 12 号)」の次に「第 1 条第 1 項」を加える。

別記様式第 2 号備考 4 中「日は開札日の翌日から翌々日(当該翌々日が彦根市の休日を定める条例に規定する市の休日(以下「休日」という。)である場合は、当該翌々日の翌日以後の最初の休日でない日)とし、その時間は午前 9 時から午後 5 時まで(翌々日にあつては午前 9 時から正午まで)とします」を「期間は、開札日の翌日から起算して 3 日とし、その時間は、1 日目および 2 日目にあつては午前 9 時から午後 5 時まで、3 日目にあつては午前 9 時から正午までとします。ただし、当該期間のうちに彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日がある場合は、当該休日の日数は、当該期間に算入しません」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告または指名通知をする入札について適用し、同日前に公告または指名通知をした入札については、なお従前の例による。

彦根市告示第 15 号

彦根市設計違算に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市設計違算に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

彦根市設計違算に関する事務取扱要綱(平成 29 年彦根市告示第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札の手続を続行し、契約を締結することができるものとする。

第 6 条第 1 項に次の各号を加える。

- (1) 落札者に変更が生じず、かつ、当該設計違算の内容および金額の誤りが軽微であるとき。
- (2) 当該入札が積算疑義申立手続要綱第 3 条第 1 項に規定する積算疑義申立てを行うことができる期間を設けた入札であり、かつ、落札者が当該契約の締結を希望するとき。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項ただし書の規定により当該入札の手続を続行する場合においては、落札金額により契約を締結し、訂正後の設計金額に落札率を乗じた金額により変更契約を締結するものとする。

第 7 条第 1 項ただし書中「ときは、」の次に「訂正後の設計金額に落札率を乗じた金額により」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 当該契約が積算疑義申立手続要綱第 3 条第 1 項に規定する積算疑義申立てを行うことができる期間を設けた入札に係る契約であり、かつ、契約の相手方が変更契約の締結を希望するとき。

第 8 条中「、第 6 条第 2 項の規定により契約を締結する場合」を「ならびに第 6 条第 2 項に、「前条ただし書」を「前条第 1 項ただし書」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市設計違算に関する事務取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告または指名通知をする入札およびその契約について適用し、同日前に公告または指名通知をし

た入札およびその契約については、なお従前の例による。

彦根市告示第 16 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和 6 年 1 月 16 日午後 2 時頃

令和 6 年 1 月 22 日午後 2 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 17 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 6 年 1 月 17 日午後 2 時頃

令和 6 年 1 月 22 日午後 2 時頃

令和 6 年 1 月 30 日午前 10 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 18 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定したので、同法第 85 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業所番号	有効期限
信幸ケアサービスセンター	彦根市賀田山町 240 番地 2	有限会社信幸 代表取締役 中河 将臣	居宅介護支援	令和 6 年 2 月 1 日	2570200606	令和 6 年 2 月 1 日 から令和 12 年 1 月 31 日まで

彦根市告示第 19 号

彦根市移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱(令和 3 年彦根市告示第 108 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「交付申請の日において、」および「で、当該交付申請を行った年度の末日まで継続して住民登録しているもの」を削る。

第 10 条中「全て」を削る。

別記様式第 11 号中 「 請求者 住所 氏名 」 を 「 請求者 住所 氏名 電話番号 」 に改める。

付 則
この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 20 号

彦根市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施に関する要綱の一部を改正する告示

彦根市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施に関する要綱(平成 24 年彦根市告示第 219 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

別記様式第 4 号中「彦根市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」に、「同条例」を「同法」に改める。

付 則
この告示は、令和 6 年 2 月 28 日から施行する。

彦根市告示第 22 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
下稲葉町自治会	藤野 伊佐夫 (略)	伊関 正一 (略)

彦根市告示第 21 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変 更 前	変 更 後
宮田町馬場自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後

鳥居本町上矢倉自治会	堺 治人 (略)	岩崎 宏和 (略)
物生山自治会	中辻 貢 (略)	門野 茂 (略)
大藪町自治会	北村 一郎 (略)	北村 正敏 (略)
宮田町馬場自治会	寺村 重一 (略)	武田 直樹 (略)

彦根市告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和6年3月1日

彦根市長 和田 裕行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変更前	変更後
北小路自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
下石寺町自治会	西川 治 (略)	上田 薫 (略)
薩摩町自治会	山本 重和 (略)	岡村 憲一 (略)
田原町自治会	後藤 俊彦 (略)	筈見 正之 (略)
北小路自治会	濱月 重利 (略)	田中 久勝 (略)
甲田町北甲田自治会	西村 鉄夫 (略)	森澤 靖浩 (略)
上稲葉町自治会	藤井 源太郎 (略)	箕浦 次郎 (略)
上西川町自治会	今井 五男 (略)	寺井 忠男 (略)
下岡部町自治会	栗田 博 (略)	中川 重則 (略)
三津屋町自治会	菱田 尚司 (略)	疋田 友宏 (略)
上岡部町自治会	赤田 義明 (略)	大西 久明 (略)
本庄町自治会	田口 友朗 (略)	富江 泰隆 (略)
下平流自治会	野瀬 一夫 (略)	川村 利昭 (略)

[illegible]

[illegible]

(略)	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)固定資産税都市計画税督促状(2 期)(3 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(過年 1 期)(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税(特別徴収分)督促状(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)(11 期)(12 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)固定資産税都市計画税督促状(3 期)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	配当計算書(謄本)
	交付要求通知書および参加差押通知書
	差押解除通知書

(略)	差押調書(謄本)・配当計算書(謄本)および差押解除通知書
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 78 条、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 112 条および介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 143 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 6 年 2 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料督促状(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料督促状(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料督促状(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料督促状(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)

[illegible]

(略)

令和5年度(2023年度)国民健康保険料督促状(5期)
(6期)(7期)(8期)令和5年度(2023年度)国民健康保険料督促状(3期)
(4期)令和5年度(2023年度)後期高齢者医療保険料督促状
(5期)(6期)(7期)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況についての公告

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項および第11条の2第12項の規定により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、下記のとおり公表する。

令和6年3月1日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 国または地方公共団体の機関による閲覧

番号	閲覧請求をした機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	自衛隊滋賀地方協力本部	自衛官等の募集に伴う広報	令和5年2月16日	彦根市に住民登録のある平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた日本人の男性および平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた日本人の男女

2 個人または法人による閲覧

番号	閲覧の申出者の氏名(法人の場合にあってはその名称および代表者または管理人の氏名)	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	芹町自治会 会長 成宮 章浩	新成人お祝いのため	令和5年1月4日	芹町自治会に住民登録のある平成14年4月1日から平成15年4月1日までに生まれた全ての男女
2	大北町自治会 会長 馬場 三男	地域防災活動のため	令和5年1月23日	大北町自治会に住民登録のある全ての男女
3	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	家計パネル調査	令和5年1月24日	平田町および戸賀町に住民登録のある20歳以上(平成15年1月31日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
4	東沼波町老人クラブ 「東寿会」 会長 若林 進	老人会入会者の確認のため	令和5年1月24日	東沼波町に住民登録のある昭和33年4月1日から昭和34年3月31日までに生まれた全ての男女
5	法士町自治会 会長 辻 保徳	自治会加入対象者抽出のため	令和5年2月16日	法士町自治会に住民登録のある全ての男女
6	田附町美浜自治会	自治会加入対	令和5年3月	田附町美浜自治会に住民登

	会長 前野 真琴	象者抽出のため	23 日	録のある全ての男女
7	彦富町自治会笹田地区会 会長 白石 剛	自治会加入対象者抽出のため	令和 5 年 4 月 13 日	彦富町自治会笹田地区会に住民登録のある全ての男女
8	新海浜自治会 会長 西川 雄	新海浜自治会費徴収資料作成のため	令和 5 年 5 月 8 日	新海浜自治会に住民登録のある全ての男女
9	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	腰痛に関する全国調査	令和 5 年 5 月 11 日	清崎町に住民登録のある 20 歳以上 89 歳以下(昭和 9 年 6 月 1 日から平成 15 年 5 月 31 日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
10	竹之腰町自治会 会長 西村 宏一	役員選出のため	令和 5 年 5 月 22 日	竹之腰町に住民登録のある全ての男女
11	一般財団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査	令和 5 年 6 月 1 日	西今町 850 番地以降に住民登録のある 16 歳以上(平成 19 年 6 月 30 日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
12	一般財団法人中央調査社 会長 境 克彦	がん対策に関する世論調査	令和 5 年 6 月 1 日	日夏町に住民登録のある 18 歳以上(平成 17 年 6 月 30 日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
13	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	生活意識に関するアンケート調査	令和 5 年 6 月 6 日	高宮町に住民登録のある 20 歳以上(平成 15 年 7 月 31 日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
14	一般財団法人中央調査社 会長 境 克彦	新聞および Web 利用に関する総合調査	令和 5 年 6 月 29 日	大藪町に住民登録のある 15 歳以上(平成 20 年 8 月 31 日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
15	南川瀬町自治会 会長 小林 大二郎	地域敬老活動および新成人お祝いのため	令和 5 年 8 月 3 日	南川瀬町自治会に住民登録のある令和 5 年 9 月 20 日時点で 75 歳以上の男女および令和 5 年度に彦根市から成人式の通知をする者
16	一般財団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	消費動向調査	令和 5 年 8 月 8 日	大藪町および長曾根南町に住民登録のある日本人の男女
17	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	日本人を対象として外国人との共生に関する意識調査	令和 5 年 8 月 22 日	栄町一丁目に住民登録のある令和 5 年 8 月 1 日時点で 18 歳以上の日本人の男女

18	一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	薬物利用に関する全国住民調査	令和5年8月30日	鳥居本町962番地から3079番地までに住民登録のある昭和34年10月1日から平成20年10月1日までに生まれた日本人の男女
19	一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	国民生活に関する世論調査	令和5年8月30日	外町27番地から319番地までに住民登録のある18歳以上(平成17年10月31日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
20	一般財団法人中央調査社 会長 境 克彦	近畿・福井県住民意識調査	令和5年8月31日	野田山町900番地から1099番地までに住民登録のある20歳以上(平成15年9月30日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
21	松原町グリーンハイツ自治会 会長 溝口 安孝	役員選出のため	令和5年9月5日	松原町グリーンハイツ自治会に住民登録のある昭和24年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた全ての男女
22	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	孤独・孤立の実態把握のための全国調査	令和5年9月20日	鳥居本町に住民登録のある令和5年12月1日時点で16歳以上の全ての男女
23	一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	消費者意識基本調査	令和5年9月20日	長曾根町1番地から10番地までに住民登録のある令和5年11月11日時点で15歳以上の日本人の男女
24	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	国民の娯楽と健康に関するアンケート	令和5年9月27日	小泉町に住民登録のある令和5年11月1日時点で18歳以上74歳以下の日本人の男女
25	一般財団法人中央調査社 会長 境 克彦	国語に関する世論調査	令和5年11月9日	外町211番地から319番地までに住民登録のある16歳以上(平成19年12月31日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
26	稲部町自治会 会長 西野 達夫	役員選出のため	令和5年11月14日	稲部町自治会に住民登録のある全ての男女
27	開出今町内会 会長 佐谷 泰親	自治会加入対象者抽出のため	令和5年11月17日	開出今町内会に住民登録のある全ての男女
28	一般財団法人中央調査社 会長 境 克彦	環境問題に関する意識と行動 2024年全	令和5年11月21日	本町一丁目1番以降に住民登録のある18歳以上79歳以下(昭和19年1月1日から

		国調査		平成 17 年 12 月 31 日までに 生まれた者に限る。)の日本 人の男女
29	沼波町自治会 会長 奥居 聡	地域防災活動 および役員選 出のため	令和 5 年 11 月 28 日	沼波町自治会に住民登録の ある全ての男女
30	一般財団法人中央調 査社 会長 境 克彦	生活と石近位 についての国際 比較調査	令和 5 年 12 月 12 日	高宮町 918 番地から 1816 番 地までに住民登録のある 20 歳以上 89 歳以下 (昭和 9 年 1 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日までに生まれた者に限 る。)の日本人の男女
31	株式会社日本リサー チセンター 代表取締役社長 杉 原 領治	犯罪被害実態 (暗数) 調査	令和 5 年 12 月 13 日	平田町に住民登録のある 16 歳以上 (平成 19 年 12 月 31 日 までに生まれた者に限る。)の 日本人の男女
32	城町一丁目自治会 会長 安藤 嘉彦	地域防災活動 のため	令和 5 年 12 月 15 日	城町一丁目自治会に住民登 録のある全ての男女
33	正法寺町自治会 会長 夏原 常明	地域防災活動 のため	令和 5 年 12 月 21 日	正法寺町自治会に住民登録 のある全ての男女
34	芹町自治会 会長 成宮 章浩	新成人お祝い のため	令和 5 年 12 月 26 日	芹町自治会に住民登録のあ る平成 15 年 4 月 2 日から平 成 16 年 4 月 1 日までに生ま れた全ての男女

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第 3 号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。
令和 6 年 2 月 26 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

記

- 1 日時 令和 6 年 3 月 1 日 (金) 午前 9 時 30 分
- 2 場所 彦根市役所本庁舎 会議室 2-2
- 3 議題
- (1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
- (2) 永久選挙人名簿の定時登録について

彦根市選挙管理委員会告示第 4 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 1 項および第 75 条第 1 項ならびに市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法第 4 条第 11 項および第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数ならびに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項および第 86 条第 1 項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、令和 6 年 3 月 1 日現在において次のとおりである。
令和 6 年 3 月 1 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

50 分の 1 の数	1, 820 人
6 分の 1 の数	15, 164 人
3 分の 1 の数	30, 328 人
